福祉文教委員会会議録

開閉日時 平成 24 年 9 月 21 日(金)午前 10 時 00 分~午前 11 時 32 分 (休憩 午前 11 時 02 分~午前 11 時 09 分)

会 場 委員会室

1. 出席者

2番 黒川美克、 3番 柳沢英希、 4番 浅岡保夫、

6番 幸前信雄、 9番 北川広人、 11番 鷲見宗重、

14番 内藤皓嗣、 15番 小嶋克文

オブザーバー 副議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

5番 柴田耕一、 10番 鈴木勝彦、 8番 杉浦敏和、

12番 内藤とし子、13番 磯貝正隆、16番 小野田由紀子

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、

企画部長、人事GL、地域政策GL、経営戦略GL、

福祉部長、福祉企画GL、地域福祉GL、介護保険GL、保健福祉GL、 こども未来部長、こども育成GL、こども育成G磯村主幹、

文化スポーツGL、文化スポーツG主幹、

学校経営(教育センター) G L、学校経営(教育センター) G 主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第47号 平成24年度高浜市一般会計補正予算(第2回)
- (2) 議案第49号 平成24年度高浜市介護保険特別会計補正予算 (第1回)
- (3) 陳情第 6号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める 陳情
- (4) 陳情第 7号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情
- (5) 陳情第 8号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を 是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求 める陳情
- (6) 陳情第 9号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度 拡充を求める陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る9月10日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました 案件は、既に配布されております議案付託表のとおり、議案2件並びに陳情4 件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてま いりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

異議なし

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を行います。その前に、当局の方から説明を加えることがあれば願いします。

説(企画部) 特にございません。

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件につ

いては、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。 異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、副委員長の内藤皓嗣委員を指名いたします。

《質 疑》

- (1) 議案第47号 平成24年度高浜市一般会計補正予算(第2回)
- 問(3) 48、49ページになります、3款1項9目の介護保険推進事業費 になるんですけども、定期巡回・随時対応型訪問介護実施事業で今回、901 万2,000円という金額が計上されているんですけども、23年度、昨年度 のモデル事業を実施されてですね、その課題、実績等踏まえて、今回の事業と いうものが行われるんですけども、それを踏まえた課題とかですね、あと今回 の事業にどういうふうにつながっているのかお答えをいただけたらと思います。 答(介護保険) 平成23年度のモデル事業におきましては、オペレーター業 務を試行的に当市が以前から実施しております、緊急通報システム業者に委託 して、システム業者のオペレーターにより事業実施をいたしました。モデル事 業を実施いたしまして、利用者さんからは夜間等においても通報等により相談 や訪問が受けられるといった在宅生活継続に安心を得られるという声が多く寄 せられました。これにより、一層充実するためには、本人情報の蓄積をオペレ ーターの一層の充実が必要と認識いたしました。しかし、センターを常設で設 置し、固定したテレビ電話等の対応ではコスト面に問題がございます。地域を 巡回しながら、適切に随時の通報に対応する形態、データもオペレーターとへ ルパー、また管理者等が双方で共有できる、機動力のある体制づくりが必要と 認識いたしました。
- 問(3) その課題解決として9月補正に計上されているんですけど、その内容を教えてください。
- 答(介護保険) 平成24年度の第5期介護保険制度改正に当たりまして、定期巡回・随時対応型訪問介護は地域密着サービスとして創設されました。サービス創設の際には、固定式のオペレーションセンターの常設が必置と考えられ

ておりました。しかし、オペレーターセンターを設置いたしますと、オペレーターが24時間の常駐が必要であり、特に夜間の時間帯の対応が課題となっておりました。この点を解消するために、制度創設の際には、人員、設備基準では、オペレーションセンターの設置は、設備基準としては求めず、地域を巡回しながら、適切に随時の通報に対する形態も可能となりました。この定期巡回をしながら、適切に随時の通報に対応するため、IT、情報に加えまして、C、コミュニティ、共有するという意味でございますが、ICTの情報通信技術を活用することにより、情報知識の共有を行い、ネットワーク通信によりまして、適切に随時の通報に対応することが可能となります。市内で唯一24時間訪問介護サービス体制を実施いたしております、高浜市社会福祉協議会にこのシステムを構築するために補助を行うものでございます。

問(3) そのICTなんですけども、具体的に通報からサービスを提供されるまで、どのような流れになっていくわけですか。

答(介護保険) あらかじめ、このシステムに御利用者さんの心身の状態、また環境、サービス提供等に必要な情報を登録いたします。また利用者さんに行いましたケア内容におきましても、体温だとか、そういった申し送り、体温等のバイタルの状況、また申し送り事項をヘルパーが随時、この情報を入力して情報を蓄積いたします。また利用者さんからの通報におきましては、システムを介しまして、オペレーターにつながり、オペレーターはシステムから本人の心身の状態、過去の訪問等の状況を判断いたしまして随時訪問の指示をヘルパーに行い、サービス提供となります。またオペレーターは、介護福祉等の専門職が行うこととなりますので、本人の状況によりまして、適切な判断指示がヘルパーに行えることとなります。

問(3) ということはヘルパーの方も動きは、すごくしやすくなるという理解でいいわけですか。

答(介護保険) ヘルパーも随時、ヘルパー側からこのシステムに接続いたしまして、本人さんの過去の状態をオペレーターからだけではなくて、ヘルパー自身がこのシステムから取り出すことができますので、随時、柔軟、また適切な対応ができることとなります。

問(3) このシステムを入れる利点というのは詳しく教えていただいていい

ですか。

答(介護保険) システム構築いたしますと、先ほど、オペレーターがですね、常駐しなくても巡回先だとかそういったところでも、通報等が受信できます。 それで、受信先で、通報内容や本人の状況の確認、過去のケア内容だとか、バイタル等の情報の確認等ができます。またそのシステムを介しまして、ヘルパー等に適切な指示を出せるということで、移動先でもそういったヘルパー常駐と同じようなオペレーターセンターの機能が発揮できるというような状況でございます。

問(3) このサービスは重度者を始めとした要介護者の在宅生活を支えるために必要なサービスだと思うんですけども、事業開始がいつ頃の予定で、利用見込みの人数を何名くらい予定していて、そのICTの機械自体が何台くらい入れる予定なのか教えてください。

答(介護保険) 事業開始におきましては、来年の4月、25年の4月を予定してございます。それで利用人数でございますが、25年度におきましては、13名程度を見込んでございます。この13名という人数におきましては、第5期事業計画を策定するに当たりまして、このサービス以外の介護サービス全体の利用者数の実数や今後の推移、及び現行ホームサービス利用者のうち、家族状況等によりまして、当サービスが必要であろうという人数に基づき推計いたしました。モデル事業では5名ということだったわけでございますが、今回、介護と看護、介護だけ、ヘルパーだけでも利用できるという点を踏まえまして、13人という数を推計いたしております。また情報の端末機でございますが、まず、ヘルパー御利用者さんからは、緊急通報システムを使うものですから、御利用者さんそのものは、緊急通報システムを使うものですから、御利用者さんそのものは、緊急通報システムを使うものですから、か応だとか、ヘルパーへの連絡ができる状況になります。またそのヘルパーがもつ端末におきましては、一応20台を予定しておりまして、その20人のヘルパーが随時対応することとなってまいります。

問(6) 今の質問の継続になるんですけども、こちら側の運用の体制という のはどういう体制になるんですか。

答(介護保険) この事業、社会福祉協議会が来年4月に事業を立ち上げをいたしまして、そのシステムのもとのサーバーを社会福祉協議会のほうへ置くこ

とになります。そのサーバーからサーバーにいろんな情報を蓄積いたしまして、 あと、はやりのスマホだとか、そういった情報端末機でその情報を見たり、そ のシステムに入力したりということとなってまいります。

問(6) ですから、何人の体制でどういう形の体制を敷くかということを伺いたいんですけど。

答(介護保険) ヘルパーにおきましては、一応20名のヘルパーを想定して ございます。ですが、20名常時20名ということではなくて、端末機が20 台ございますので、今、ヘルパーが50人、60人、仮におみえになった場合 ですね、その機器を持つ者としては、もっと20名だけではなくてですね、もっとたくさんの人数になってまいろうかと思います。

問(11) 先ほどの続きなんですけども、端末を持ち出すということで情報のセキュリティの面ではいかがですか。

答(介護保険) 確かにこういった機器を持ちますと、情報の流出、個人情報の流出というのは一番懸念される部分でございます。そういった部分におきましては、当然ながらセキュリティ、パスワードだとか、そういった情報によってですね、本人さんの情報が他に漏れないようなシステム構築になっております。

問(9) 非常にわかりにくい説明で、ほとんどシステムがどうやって動くのかが、まったくわからないんですよ。私は。で、一つ、順番にお聞きしたいものですから、確認も含めてお願いしたいんですけども、当初はオペレーションセンターを置いて、そこにヘルパーさんからの連絡が入って、そこからの指示でヘルパーさんが動くというような形であったものを、オペレーター自体も外にいて、オペレーターに対してヘルパーさんが連絡をとるようにして、情報も端末から得られるようにすると、そういうことでよろしいんですか。

答(介護保険) そのとおりでございます。まず、通報者、随時の対応でございますが、随時の対応が必要になった御利用者さん、またその家族の方が通報いたしますと、そのシステムへ一たん入りまして、そのシステムからオペレーターにつながるという状況でございます。そのオペレーターが内容をそのシステムから確認をいたしまして、また必要に応じまして本人さんと連絡を取りながら状況を確認して、その状況によりましてヘルパーへ派遣等の指示を出すも

のでございます。

問(9) それではそのときのオペレーターというのは何をやっているんですか。

答(介護保険) オペレーターというのは、一人、介護福祉士等を決めてですね、その者が責任をもって受診とか、内容の確認、また派遣等の指示を出す役目を担っております。

問(9) 要は、人件費的には変わらないということですよね。オペレーションセンターというものを設置しないだけであって、オペレーターという方が、例えば自宅にいようが、あるいは社協で仕事をしていようが、そういう対応ができるようになると、そういうことでよろしいですか。

答(介護保険) そのとおりでございます。人件費的にはですね、変わりませんが、ただオペレーターを常駐で配置いたしますと、特に夜間の時間帯にですね、オペレーションセンターにつめなくてはいけないという部分がございます。ですが、そのオペレーションセンターにつめなくても、オペレーションセンターにある端末に情報が入りますので、その情報を巡回先だとか、御自宅におるオペレーターが見てですね、指示を出すという状況でございます。ですので、随時対応そのものの件数が少ないという部分を踏まえまして、そういった一部常駐しなくてもいいという状況になっております。

問(9) 常駐しなくてもいいというのは、要はオペレーションセンターないから、それは理解しますけども、オペレーター自体はその業務を24時間担わないといけないということじゃないんですか。

答(介護保険) 確かに24時間、当番になろうかと思いますが、そういった オペレーションセンターの当番の職員が必要になってまいります。ですが、そ れはあくまでも常駐、つめるという状況ではございませんので、24時間稼動 するという考え方をもっておらず、その通報が入った段階でそういった行為を 行うという考え方でございます。

問(9) そうしますと、だいたい今、概要はわかりましたけども、そうしますとオペレーターというふうに当番としてやってみえる方が、どういう状況のときにその通報が来るかということはまったくわからないわけですよね。それに結局、専属的にそれをやらなくてもいいから、今言ったように、センターを

設けなくていいよということはわかりましたけども、逆の意味でいうと、そのほうが心配じゃないのかなと。通報を瞬時に受けることだとか、あるいは指示を出すことだとかってことが、きちんとその対応ができるのかということを不安に思うんですが、そこのところはどのように考えていますか。

答(介護保険) 確かに常駐しないとそういった面が出てこようかと思います。ですが、オペレーターというのは必ず、一人という認識ではなくてですね、複数の、例えば、1番、2番、3番のオペレーターがおってですね、1番がとれなければ、2番のオペレーター、主任等の職の者になっていくと思うんですが、そういった1番、2番、3番というような順番立てをしてですね、そのオペレーションの業務をやっていくことになろうかと思います。

- 問(9) わかりました。これはシステムを構築していく中で非常に柔軟性を持った形でのスタートだと思います。要は、センター設置してしまっただとか、こんな機械を買ってしまったからというような部分でいうと非常に柔軟性を持っていると思いますので、ぜひですね、本格の稼動になるまでの間にですね、考え得る問題点をしっかりと出し尽して、この制度がきちんと回るようなことをやっていただきたいということを申し添えて終わりたいと思います。
- 問(6) 一点確認したいんですけど、これ在宅勤務みたいなイメージになるんですよね、今、伺っていると。だから呼び出しのオペレーターの業務というのを担うんであれば、在宅勤務という感覚になるんですけども、その辺は労務的にはどうなんですか。

答(介護保険) 確かに在宅勤務ということで、何らかのこれは社協のほうになっていくわけでございますが、在宅勤務であっても、例えば、多少かもわかりませんが、何らかの手当でですね、在宅勤務であっても常時勤務するわけではございませんので、オペレーション手当のようなものが必要になってくるかと思います。これは運用する社会福祉協議会のほうで当方と一緒に考えていく部分だと思いますが、そのオペレーターが在宅でそういった受信をできる体制にしておくということに対しまして、何らかの一律的な手当が必要かと考えます。

問(6) というお話だと、まだ決まっていないという理解でよろしいんですね。

答(介護保険) このオペレーターシステムを9月補正で御可決賜りまして、 その後システム構築を考えながら、人件費的な部分だとか、人事的な部分を社 会福祉協議会と一緒に考えていくことになります。

問(6) 別のに移りますけども、同じく48ページ。3款1項9目の介護保険推進事業費の中で市民後見推進事業というのがございますね。124万5,000円かと思います。この事業というのは、昨年の9月、補正にモデル事業として市民後見人養成事業として計上された事業として実施されて、今年度から国のほうにおいても、老人福祉法の改正で、市町村に努力義務として、後見等についての体制整備を行うことが規定されていますので、これを受けて、23年度事業を継承して事業実施されると思うんですけども、前年度の事業内容が今回の事業にどうつながってきたのか、御説明いただけますか。

答(介護保険) 委員、おっしゃいますように、平成23年度モデル事業にお きまして、市民後見人の養成研修を行いました。またその養成研修を行う必要 におきましては、国のほうの制度改正を見据えてという部分もございますが、 今後、成年後見人等の需要が高齢化等の進展によりまして、ますます高まって いく状況でございます。ですが、後見人を担う専門家というか、社会福祉士、 弁護士、司法書士等の数が限られております。そうした中で市民後見人を養成 することによりまして、そういった専門職、その方の必要性に応じまして、市 民後見人が活躍できる場を提供したいという部分と、後見制度のPRを兼ねま して、23年度モデル事業として実施をいたしたところでございます。ですが、 現在、市民後見人が全国で活躍しておるのは、200人から300人というこ とを聞き及んでおりまして、そうした中、いろんな裁判所等々も確認いたしま すと、やはり市民後見人、お一人だけでは、なかなか専門性の部分で活躍しづ らいという部分がございまして、今回、仮称でございますが、成年後見人のバ ックアップ体制を図るということで、後見支援センター、弁護士の先生だとか、 そういった方々を含めました後見センターを設置に向けて、検討を行うもので ございます。またそれ以外にもフォローアップ研修、昨年度実施いたしました 市民後見人さんのフォローアップ研修だとか、学習会等を行いまして、より資 質の向上を図っていきながら、仮称後見センターで活躍できるような場をつく っていきたいというふうで24年度、モデル事業を実施いたすものでございま

す。

問(6) 昨年やった事業と今回やってくる事業ってどこがどうかわってくる んですか。まったく事業の内容は同じになるんですか。

答(介護保険) 23年度事業におきましては、主に市民後見人の養成を重き におきまして、23人の方が受講されまして、14名の方が全講習の7割以上 を終了されたということで市民後見さんとして、修了証書を出させていただい ております。それで24年度におきましては、養成は一応、23年度でさせて いただいたものですから、今回におきましては、養成させていただきました市 民後見人さんの一段の資質の向上、スキルアップと活躍の場を提供するために 後見人さんは、もちろん動くわけでございますが、法律的な面だとか、そうい った面をカバーする、バックアップ体制として後見センター等を設置したいと。 後見センターの設置に向けて検討をいたすものでございます。また、当然なが ら、研修等におきまして、専門性の部分から弁護士等にお願いいたしまして、 勉強会等もフォローアップ研修の一環として開催をいたすものでございます。 間(6) 市民後見人の養成のところはよくわかるんですけども、後見人にな られる方、この方というのは基本的に倫理観ですとか、こういうところ、持っ てみえる方じゃないと、後見される方との信頼関係というか、こういうものも 必要になってくると思うんですけども、そういったところで市民後見人の方に 求める資質というとおかしいですけども、こういうところはどういう方を選ん できてみえるのかというのを教えていただけますか。

答(介護保険) 抽象的になってしまうかもわかりませんが、市民後見人等になれる者ということで、弁護士さんとか司法書士さんの資格は持たないものの、社会貢献への意欲、また倫理観が高い等の一般市民の方々の中から選びまして、成年後見に関します、一般の一定の知識や態度を身につけた方というふうで認識しておりまして、具体的に申し上げますと、今活躍しておみえになります、民生委員さんだとか、介護相談員さんだとか、そういった方々を想定しております。

問(6) きっとまじめにやっていただけるとは思うんですけども、その方たちが逆にいうと財産等の管理等があった場合ですね、市でいうと監査する部門があったりですとか、そういうことで、その方がきちんと仕事されている確認

するという意味と、その方がきちんとやっているということを外に対して証明 してあげる、そういう第三者機関みたいなものは、何か制度としてあるんでしょうか。

答 (介護保険) 確かに新聞でですね、後見人を御利用なさる方がたくさんお みえになるとそういった事案がときどき出てまいるわけでございますが、今度、 成年後見人さんとして選任された場合におきましては、裁判所にですね、財産 目録だとか、本人収支に基づきます、本人の収支表ですね、お金をどういうふ うに使ったとか、そういった収支表を出すわけでございますが、その挙証書類 といたしまして、通帳等のコピーだとか領収書だとか、そういったものを裁判 所に報告する義務がございます。その報告する頻度でございますが、頻度にお きましては、被後見人、後見を受けているみえる方々の資産状況だとか収入状 況によってですね、その頻度も変わってまいります。例えばお金がたくさんあ って、毎月の支出も多いような方でどうしても煩雑になりやすいような方です と、3ヶ月に1回程度だとか、財産等がなくてですね、収入におきましても限 られた年金だけの収入、また支出におきましても、施設等にお入りになってお りまして毎月決まった額の支出であれば、それほどそういった事案が起こりに くいということで2年に1回程度という場合もございまして、本人さんの状況 だとか、そういった状況で報告の頻度も変わってまいります。また、この報告 によりまして、不適切な事案が発見された場合におきましては、その都度、そ の程度によりまして、後見人さんの解約だとか、損害賠償、業務上の横領等の 民事、刑事上の責任を問われることとなります。

問(6) 今ですね、よくマスコミなんかでも、認知症の方がだまされてリフォームして過大な請求されてというお話もよく出てきます。これから認知症の方が本人は意識しなくても、出てくることがありますので、社会的にそういう方を守ってあげる制度、こういうものも当然必要になってまいりますので、きちんとした制度として、立ち上がってね、すぐに完全な制度なんでできるとは思っていませんので、またそれのところ、状況みながら、またこちらでの状況を国のほうにも伝えていただいてきちんと守れるようなそういう制度をつくっていただきたいと思います。ありがとうございました。

問(14) 補正予算の47ページのですね、2款の1項12、総合計画進行

管理事業でマイナスの158万6、000円ありますけど、これ予算が288 万8、000円ということで、約半分ぐらい減額になっていますけど、何か内 容が変わってきたのか、その辺のことをお聞きしたいのと、それから49ペー ジの3款1目2項の福祉総合システム電算管理事業で、これも減額、189万 円ですけども、「ささえ」ですね、これが、予算が803万3,000円ですか、 これは1割ちょっとくらいですので入札の関係かもしれませんけど、どういう ふうで減額になっておるのかということと、とりあえずそれだけお願いします。 答(地域政策) 市民意識調査の関係でございますけれども、仕様のほうは変 わっておらずに、市民の2、500人と小中学生のアンケート、3、500人 弱の標本を集めましたけれども、今回に至りましては、地域問題研究所という ところが、市民が主体となったまちづくりを行なっている高浜市というところ に非常に興味を持たれておりまして、ほとんど郵送代というか、実費プラスち よっとくらいの金額で落札をされたと。当初、予算を計上したときには、実績 のあるランドブレインというところ。我々、そこしか取り引きがないものです から、信用のおけるということで、そこの1社の見積もりということを参考に 計上させていただきましてけれども、やはりその地域問題研究所が会社の方針 によって、非常に低く落札をされたという結果でございます。

答(地域福祉) 補正予算書の49ページの福祉総合システム電算管理事業のソフトウエア修正業務委託料の189万円の減額でございますが、これにつきましては、住民基本台帳法の改正に伴う生活保護システム「Gプライム」、福祉総合システム「ささえ」、それと障害者支援、カルテシステム「きらり」に係るソフトウエアの修正業務委託でございましたが、当初予算では、728万2,000円を見込んでおりました。ただ、契約に当たりまして、見積徴集したところ、539万1,750円ということで、189万円の減額になっていたんですが、これにつきましては、当初、見積もりをいただいたところ、業務の中に個人番号の一括付替ツールという業務がございまして、これが生保のシステムで、105万円。それと、福祉総合システム「ささえ」で、84万円が載っておりましたが、この業務がなくなったことによって、189万円が減になったということでございます。

問(14) 先ほどちょっと忘れた、51ページの、3款 2 項 3 目の母子生活

支援事業は、これ当初予算で、359万4,000円がプラス313万円ということで、約倍近くになっておるんですけど、この状況はどのように変化しているのか、お聞きしたいと思います。

答(地域福祉) 当初で見込んでいたのは、一つの施設のほうに2世帯4人が入所されておりまして、その分で予算を組んでおりました。ただ、こちらのほうの母子生活支援施設につきましては、定員に対して実際入所している世帯数によって、その支弁率が変わってまいります。当初では、36世帯が入所していた中で、高浜市からは2世帯ということだったので、36分の2の支弁率でございましたが、その後、若干入居者が減ってまいりまして、8月現在では31世帯ということになりましたので、その分のうちの負担がふえまして、これが36万9,000円ほどの増になっております。また、この8月から1世帯、他の施設に1世帯4人が入所されました。こちらのほうが、8月から3月まで、276万1,000円ほど増額になっておりまして、合計して、313万円の増額となっておりますので、よろしくお願いいたします。

問(14) はい、わかりました。それで最後に、53ページの産業経済活性化事業のところですね。これは議案説明ないし、あるいは、総括のときにも質問があったりして、お話が既にあったかもしれませんが、ちょっと確認のためにお聞きしたいと思うんですけど。452万3,000円という予算で委託をされるわけですけど、委託の業務の内容ですね、いわゆる、これから入札をかけるんですけども、その入札の条件とか含めてどういう内容が委託されるのかを、お聞きしたいと思います。

答(経営戦略) まず今後ですね、流れといたしましては、この御可決後に賜りました上に、入札審査委員会のほうで業者選定のほうをお願いさせていただいて、実際に入札にかかるというような内容でございますけれども、今、お話のありました、その委託の内容なんですけれども、これはちょっと一部総括のほうでもお答えをさせていただきましたが、まず、土地利用に関する法的整備、法的条件の整理を行うと。それから、整備方針の検討。それから、基本構想の策定。それから、概算事業費ですね、こちらのほう整備するに当たる、その概算事業費のほうの算定。それから、実施に向けた検討。といったような委託の内容を、書かさせていただくというような内容でございます。

問(14) 今の委託、発注するときの条件。今の説明では、委託入札業者は、 何をやっていいのかわからないと思うんですけど、だから、もう少し詳しく、 どういうことが求められているかということを、お聞きしたいと思います。 答(経営戦略) ちょっと説明足らずで、申しわけございませんでした。これ で審査委員会のほう、入札参加者審査委員会のほうにおかけをする中の方には、 いわゆる、一般的には、建設コンサルタント。そういったような、その業者さ んにお願いをする形になろうかと思います。その業者様におかれましては、や はり、全国的な、そのこういった事例。特に市街化調整区域といったような、 開発というのは、なかなか事例が少ないというのがございます。そうした中で、 そういったその全国的なその事例を収集する中で、当市における豊田町三丁目 に対して、どういった多様な、条件整理というんですかね、いわゆる今後のス ケジュール等ともございます。いかにそのタイムリーに、こういった事業が進 んで行けるかとか。その中で、どういった整備手法が一番ここの整備に当たっ ては、よろしいかとか。またさらに、どういった実施事業主体ですね、民間が やるのか、また、その公的の部分が実施をするのか。そういったもの等々、い ろんな手法をその中で検討していただくというような、内容でございます。 問(14) 全然、わからないんですけども、内容がね。発注をするときに、 その説明で業者がどうやって見積もりをするんだろうというふうに、疑問に思 うんですけども、説明できないのであれば、できないで先に進めますけども。 工業用地を創出するのが目的ですよね。工業用地をするのが目的で、今回の事 業は、どういうふうな形が一番ベター、ベストなのかということを検討するた めの調査だと思うんですね、この主要新規を見ると、目的のところには、工業 用地を創出すると書いてあって、概要のところでは、事業手法や整備方針など を検討するということになっているので、この検討するというのは、その一つ の委託業者に、何らかの成果品を求めていると思うんですけど、どの程度の成 果品を求めているのか、具体的なこう設計図的なね、どこをどう整備してとか いうことを求めているのか、どこまで今年度やられて、将来どういうふうにつ ながっていくのかということを、お聞きしたいです。

答(経営戦略) わかりづらい御説明ということで、ございましたけれども。いずれにいたしましても、今回のその検討するその業務の目的というようなこ

とは、この市街化調整区域内。隣接する企業さん等あるんですけども、この地 域というのは、総合計画、また、都市計画マスタープラン等々でも工業系の位 置づけがされてございます。そういった位置づけの中で、やはりその現在、そ の本市におきましても、その財政状況が逼迫しておるというような中で、いわ ゆる税収の確保とか、そういった中でこういったその具体的に、こういう工業 系のほうの整備をするのが可能となるその地区ということで、この豊田町三丁 目のほうを、背景といたしましては、いろいろと説明のほうをさせてはいただ いておったんですけれども、その中で今回その委託をさせていただく中で、成 果のものといたしましては、そのスケジュール的なもの、また、実際のその具 体的な整備、7.8~クタール等々の整備の中で、具体的に、道水路等のほう の検討だとか、いわゆる区画割り。その中には、企業さん等々のほうの調整も 必要にはなってくるかと思いますけれども、いずれにいたしましても、そうい ったその本当に具体的なその整備方法をどうしたら一番ベターなのかというよ うなところが、最終的な成果となってくると思います。実際、ここの整備に当 たるに当たって、最終的な概算事業費等、いわゆる土地の売り買い等々もある んですれけども、最終的にその企業さんのほうに幾らで売れるとか、そういっ たような大枠のその費用等のほうも求めさせていただいた中で、その成果のほ う、求めていきたいというふうに思っております。

問(14) そうしますと、委託業者から出てくるその成果としては、A案、B案、C案とか、こういう方法がある、こういう方法は幾らかかってどうなって、そういうような具体的なある程度提案型で、1、2、3とか、A、B、Cとか出てくるのか、これだというものが出てくるのか、そしてもう一つ、この5カ月間ですね、この5カ月間に委託して、委託業者が単独でプロだからといって、単独にやっていけるものではなくて、いわゆる発注者側との調整というか、打ち合わせですかね、随時やっていかなければいけないと思いますけど、また一つには、地主さん、38件あるというふうに聞いておりますけど、その方々が、約9割の方が前向きに検討されているということで、1割の方は、まだ決まっていないということで、その方々との地主さんとの調整は、この5カ月間の間にやられるのか、結論が出てからやるのか、どのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

答(経営戦略) 今お話のありましたように、当然こちらのほう個人様の権利というか、地権者の方のお考えというのも当然ございます。整備事業を決めるに当たりましては、その業者任せということではなくて、あくまでも行政としての考え方というか、そういったものをしっかりとその受託をされました委託業者様のほうにお伝えをさせていただいた中で、では、そんな中でこういった整備手法がありますよというようなお答えになってくるかと思います。ですから当然、業者が、こうで、こうで、というふうに出してくるという話ではない、その前段階というんですか前段階としては、当然行政のほうの基本的な考え方というものを、お伝えをさせていただく中で考えていただくというような内容でございます。ですから、それも当然、その地権者との御意向、そういったものも踏まえた中で進めていく形にはなろうかと思いますので。

問(14) 最後にしておきますけども。今年度中に、これは検討すると書いてあるんですけど、検討だけではないのか、検討結果が出るのか。それから、もし検討だったとするならば、その結果はいつ出して、最終的には、これ工業用地の創出と書いてありますので、そこが目的になるけど、その目的に向かってどういう考え方とか、スケジュールを持ってみえるのか、お聞きしたいと思います。

答(経営戦略) 先ほど御質問の中に、こういったこの手法の成果の中に一つだけなのか、三つなのかというようなお話もございました。当然、先ほども申し上げましたように、こちらのほうからいろんなその条件整備等のお伝えをする中で、整備手法等のほうを数案出していただけると、こちらのほうは考えております。その中で、こちらのほうがその成果を受けた中で、最終的にこちらの行政のほうとして、どの方法でいこうというようなスタンスになっていくかと思いますので、この年度内、3月までの中でそういったその整備手法等を御提案をいただく形で成果を出していただくと、その後に、行政のほうで最終的にこの方法でいこうというような考え方になっていくかと思います。

問(9) ちょっと忘れるといけないので、今の工業立地の検討業務のことを、 先に聞かせていただきますけど。要は、9月補正で一般財源を使ってこれを委 託をする意味というのが、全然見えないですよね。私、個人的に思うんですけ ども、今言ったことが一つ。その意味合いを、しっかりとお伝えいただきたい ということ。それからもう一つは、こういったものを、例えば、丸投げ的に委託することによって、行政側に何が残るかということですよ。要は、地主さんたちの交渉だとか何かいろんなことというのは、経験していかなければ残っていかないと思うんですよね。ですから、そういうところを、どのようにその行政内に蓄積していくという考えを持ちながらこれをやるのかという2点を、お聞かせいただきたいと思います。

答(副市長) この豊田町三丁目につきましては、もう十数年前から既に工業 用地として検討しているわけでございまして、第5次総合計画、都市計画マス タープランでも既に工業用地として位置づけられていたわけでございます。そ ういった中で、平成13年12月に隣接企業2社からぜひ拡張したいという要 望書が出たのが、スタートでございます。そういったことで私どもやはりこの 工業用地については、愛知県の企業庁にお願いしてやるのが妥当だろうという ことで、まず企業庁にお願いして、企業庁でいろいろ調査するとともに、私ど も地権者に対して意向調査をしております。これが平成14年7月でございま す。ところが、実は企業庁のほうが、当時、非常に持ち越した土地があって、 処分ができない土地かなりあったということで、企業庁のその当時の状況では、 企業庁がこの企業立地の業務を受けることができないという意向を受けたのが、 平成16年5月でございます。そういったことで、私ども、隣接2企業の拡張 ということですから、そのおのおの企業が、開発行為になるのか、また他の整 備手法を使って、おのおのが考えていただいてやろうということで、また新た に平成17年1月から意向調査を行なってまいりました。そういった中、御案 内のとおり、リーマンショックがあったり、それと実はどうしても企業、二次 産業の企業というのは、一つのネックが借地という問題がございました。借地 というものが非常に企業の中でいろいろ議論されまして、借地は避けたいとい うことがございました。そういった中で、私ども、その2社のうち1社が進出 を断念したということもございます。そういったことで私どもは、そのもう1 社は、引き続き現在でも、拡張したいという御意向があるわけでございます。 そういった中、私ども再度地権者にその旨を報告した際、高浜市として、ここ を工業用地として位置づけし、こういうスタートをしたのに、それではやめる のかという御意向がございました。そういったことで、私ども、いろいろ企業

訪問とか、金融機関から情報を得まして、市内の中で立地している企業の中で、 非常に耐震性の問題がある工場とか、増設、増設で非常に効率の悪い工場とな っておるということで、条件が合えば、その豊田町三丁目にぜひ進出したいと いう会社が、今、数社ございます。そういった中で、私どもそういう立地の可 能性があるということ。しかも、その既存の企業が、耐震性だとか効率の悪い 工場で、高浜にそういう土地がなければおそらく市外だとか、場合によっては 国外を含めて移転をされてしまうと、雇用の場が少なくなるということも危惧 しています。そういった意味で、私ども、地権者に再度この3月に意向調査を 行ないました。意向調査というのは、その段階では単価も示しておりません。 ということは、まだ、条件は今からでございます。そういった中で、前回と同 様、大きな反対はないというふうに思っています。だけど、まだ換地だとか、 貸すならいいよという御意向もございますので、これについては今後もやって いきますが、今回の委託の中で、私ども、最低でも三つぐらいの整備手法があ ると思いますが、それは、例えば、開発行為による整備だとか、地区計画によ る整備だとか、市街化調整区域の土地区画整理事業だということもあります。 それはなぜかというと、例えば、土地を動かす場合は、おそらく開発行為だけ ではやれるのかなというのもあります。そういった中で、いろんな手法を検討 し、しかも、そうした場合、地権者からお幾らで土地をおわけいただくと、そ うした整備でした場合、新たに進出する予定者の土地がお幾らでお渡しできる かというものを出さないと、この話は進まない。私どもは、この3月までに、 そういう単価も出して、地権者と新たに進出予定者にも御提示できて、御検討 いただけ、早いところ結論といいますかね、方向性を出していただけるのが一 番望ましいと思いますが、やはりこういう経済情勢もありますし、地権者の動 向もありますので、100%やれるという、確信はまだ持っておりませんけど、 こういうものは、やはり努力しないとできないし、私ども、工場誘致条例を持 っていますので、ぜひまたそれも後押しになる中で、この豊田町三丁目をぜひ 工業用地として整備したいというために、今回、補正予算したわけでございま すので、御理解賜わりたいと思います。

答(企画部) 地権者の方との交渉というのは、当然、今回の委託に出します コンサルさんのほうに、そこの部分まで全部丸投げするということではなくて、 当然、用地交渉だとかという部分につきましては、行政の職員のほうが主に担 うことになっていくというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたし ます。

問(9) 今、副市長のお話にもありましたけども、やはりタイミングなんですよね。だからスピード感というものは絶対に必要だと思いますので、この9月補正に上げてきたという意義を、しっかりと職員の方々持ってやっていただかないと。委託するから、いいんだという話ではなくて、それをぜひお願いしたいということと、それから、今、企画部長からもお話がありましたように、結構、我々は委託をされてしまうと、見えなくなってしまうんですよ、やはり同じように、いろんな事業と同じようにですね。そうすると行政の方々が、職員の方々が、どれぐらい能力を伸ばしているのかなとか、どれぐらいかかわっているのかというところが見えないんですよね。その辺のところは、しっかりと蓄積されるようなこと、執行部の方々も、きちんとそれを思いながら進めていただきたいというふうに思います。それから、次の質問ですけども、先ほど市民後見人制度の部分ですけども、今回この補正に関しては、養成事業の部分というのは、この継続分みたいなものというのは、もう入っていないんでしょうか。

答(介護保険) 今回は、新たな養成としては、予定いたしておりません。あくまでも、昨年受けられた市民後見人さんを終了された方々を中心として、フォローアップ研修を考えております。

問(9) そのフォローアップというのは、先ほど他の委員からもありますが、その方々の能力を高めるということももちろんなんですけども、やはり、非常に重い責任を負われる立場になられるものですから、後見人養成事業を使って後見人をつくったけども、受けなかったと、例えば、成年後見人として受ける人がいなかったという話では、まったく意味ないですよね。ですからそこの部分というのは、非常に大事なものですから、今回のこの補正に対してのところというのは、一番重要なところになると思うんです。結局、成年後見人自身が犯罪を犯すような事件というのは多々マスコミでも取り上げられていますけども、僕が一番懸念するのは、成年後見人を巻き込んだような事件みたいなものをどう防ぐかということまでも、やはり検討すべきだと思うんですよ。意味わ

かりますかね。その辺のところを、お願いしたいなということと。それから、 その委員会がどういうバックアップ体制をとるかという検討をしていくという んですけど、これはバックアップ体制をとる検討ではなくて、バックアップ体 制が確実になければいけないんですよね。ですから僕が思うには、ちょっと説 明がおかしいなということを先ほど思ったんですけども、そこのところをもう 少し、その委員会をつくって検討するという話というのが、どこまでの幅をも っておるのか、本当に安心して成年後見人として手をあげていただけるものに できるのかどうなのかというところが、今回のこの補正予算の一番重要なとこ ろだと思うんですよ。ぜひそこのところをお聞かせいただきたいと思います。 答(介護保険) 今、県内に、西三河後見ネットだとか、知多のほうにも、そ ういった後見ネットということで、主に法人後見といいまして、そこのNPO 法人が法人後見を受けて、そこで市民後見人さんが活躍しておみえになります。 その法人の中には、弁護士の先生だとか、そういった専門家がおりまして、対 応困難なケースにおきましては弁護士の方にアドバイスを受けながら行動する という状況になってきております。ですので、今回は高浜市での後見ネットだ とか、バックアップ体制を図る、バックアップ体制の構築に向けて検討を重ね るわけでございますが、これは、1市だけでやるのか、もうちょっと広域でや るのかということも一つ念頭に置きながら、せっかく法が整備されているもの ですから、例えば、近隣の衣浦5市とか6市とか、そういったところと共同し ながらやっていく方法も、一つの方法ではないかなということで、検討を重ね てまいりたいと考えております。

答(福祉部) 後見支援センターにつきましては、委員おっしゃるように、私 どもも確実になければいけないなということで、認識をしております。今、検 討の手法、グループリーダーのほうから申し上げましたが、後見支援センター の立ち上げに向けて動いてまいりますので、よろしくお願いいたします。

問(11) 先ほどの主要成果、主要新規事業等の4ページになります。工業 立地検討業務委託ですけども、先ほど、数社、進出するというようなことを、 進出を検討しているということを言われたですけども、それは具体的にという か、お願いしたいと思います。

答(経営戦略) 申しわけございませんが、それは申し上げられる段階ではご

ざいませんので、よろしくお願いいたします。

問(11) 地権者一人でも合意しないという場合が想定されると思うんですよ。そういった場合はどうなるのかということをお聞きしたい。

答(副市長) 地権者1件が同意しなかったら、できるかできないかというのは、その条件によっても変わってくるかと思いますが。基本的に私どもの今の意向調査の中では、大きな反対。要するに、過去のいろんな土地区画整理事業でも、どうしてもこう反対というのは、出るときは大きな声出ます。そういった点ではないので、とは言いながらおそらく地権者の皆さんは、多分先祖代々の土地を手放すということになれば、だったらお幾らならという話。価格というのも大きなポイントになるし、価格が合わなければ、反対になるでしょう。だからそれはこれからのことでありまして、私どもはそのためにも最善の努力をして、地権者の皆さんにも御理解いただいて、新たに進出していただく企業の皆さんにも買っていただける価格の中で、この工業立地は図られるというふうに考えております。

問(11) この事業は、企業誘致ありきで進んでいるわけで、農地を結局転用するということになるので、現状は田んぼであるわけで、その田んぼは、雨水や何か溜めるダムの役目を果たしているという面で、稗田川に影響するんではないかというふうに考えますが、いかがですかね。

答(経営戦略) 田畑というのは、今おっしゃるとおり、遊水機能を持っておるというところで、その河川への、一気にその流出するというかですね、そういったものを抑制する役目というのは当然担っているというところではございます。しかしながら、こちらのほうは、河川計画等々の中で実際対応等はされておるかとは思います。ですので、今回のその豊田町三丁目のところでは、それによってその機能を失うとかいうこともなく、またこの整備手法の中で、いわゆるどういった整備になるかはわからないんですけども、例えば、区画整理、そういった部分になっていきますと調整池機能とか、そういったものも当然含めていくような計画にはなるかと思いますので。これは、今後のその検討の中で、細かく考えていかれるところだと思います。

委員長 暫時休憩とします。再開は、11時10分。

休憩 午前11時02分 再開 午前11時09分

委員長 会議を再開する前にお願いいたします。当局の方は、答弁を簡潔にお願いいたします。これより、休憩前に引き続き、会議を開きます。

問(11) 検討結果としてね、進むということが判断されれば工業用に造成しないといけないわけで、高浜市の税金でその造成するのかどうか、それも含めてどう考えるのかお答えください。

答(経営戦略) それを、この検討の中で決めていくことになりますので、よ ろしくお願いします。

問(11) 先ほど数社あると言いました。進出の意向があるという企業が数 社あるというふうに聞きましたけども、例えば、リーマンショックみたいな大 きな出来事があって、あきらめる場合もあると思うんですね。そういった場合 には、どうなるのかお答えください。

答(副市長) そういうことがあるので、先ほど北川委員が言われたように、 スピード感を持ってやらないとこの事業をできませんよと言っているわけでご ざいまして、やはりそれは、今の経済では何が起こるかわかりませんというの は、そういうリスクはあるということです。

問(11) 僕らの立場としては、農地は大切なものだというふうに考えます。 企業は、7.8~クタールは、なかなか広い地域でありますから、するべきか どうか検討するのもちょっとためらいといいますか、考え的にはできないと思 います。先ほどの、やったは、いろんなことが起きてあきらめる。スピード感 があっても、その何があるかわからないという部分があるわけで、他にもこう した工業用にできた部分がある。やって、そのままになっているという状況も あるわけですから、少し問題があるんではないかというふうに考えます。あり がとうございました。

委員長 鷲見委員、質問のほうも、簡潔にお願いいたします。

問(11) ありがとうございます。

委員長 答弁を、お願いします。

「答弁なんかは、いらない。」と発声するものあり。

答(副市長) 質問が、最終的にはどこだかちょっとわかりませんけども。この総合計画に位置づけされたときには、既にそこで審議、論議されて、ここを工業用地にするという位置づけがされたということを、御理解いただきたいということと、確かに農地も大切ですが、今の市内で事業をやってみえる企業の皆さん達が、またそこで業を行なえることが、やはり雇用の場だとか、中小企業でたとすれば、その中小企業のためにもなるということも、一面では理解いただきたいと思います。

委員長 他に。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、議案第47号の質疑を打ち切ります。

(2) 議案第49号 平成24年度高浜市介護保険特別会計補正予算(第1回)

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、議案第49号の質疑を打ち切ります。

(3) 陳情第6号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情意(4) 陳情第6号、国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情ですけれども、私は、これは趣旨採択をお願いしたいと思います。こちらのほうの用紙のほうにですね、1番として、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充すること、2番目として、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一

層の拡充を図ることとありますんですが、平成22年度から公立高校の無償化が実施されて、それに伴い私立高校生へも授業料に充てる就学支援金が所得基準により支給されています。こうした私学への助成は、私学であっても公教育であるというとらえ方が行われているものと考えられまして、非常にいいことであるとは思います。ただ、陳情書の1番、2番は、いずれも一層の拡充や充実を図ってほしいということなんですが、国も財政危機に陥っているのが現状でありますので、さらなる拡充、充実には少し限界があるかなと感じております。しかし、陳情の趣旨は十分理解できますので、趣旨採択でお願いしたいと思います。

意(11) この陳情の中で、国公立高校のみが無償化され、私学支援が支給されたものの、今なお私学の生徒と保護者に高い学費に苦しんでいますと。昨今の不況のため、私学を選びたくても選ぶことができない層がますます広がり、学費の公私格差が学校選択の障害となり、教育の機会均等を著しく損なっている。そうした中での私立高校に生徒募集に苦しみ、公立とともに公教育の一翼を必死に担ってきた私学存在そのものが危うくなる恐れがあるとしています。意見書の中には、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層充実するとともに私立学校振興助成法に基づく国庫補助金制度を堅持し、市立高等学校以下経常費補助の一層の拡充を図るよう求めています。十分賛同できる内容でありますので、採択に賛成します。

意(2) 私は、この陳情に対しては、趣旨採択でお願いしたいと思います。 意見書の中で、国の私学助成の増額と拡充に関する意見書ということ。この拡 充ということがありまして、実は、今の経済情勢からいってですね、なかなか これ以上の助成だとかそういったことは難しいと思いますので、今の中で十分 この制度を継続していただいて、いただきたいということで、趣旨採択という ことでお願いしたいと思います。

委員長 他に。

意見なし

委員長 意見もないようですので、陳情第6号についての意見を終了いたしま

す。

- (4)陳情第7号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳 情
- 意 (4) 陳情第7号ですね。愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出 を求める陳情ということですけども、この件につきましても、趣旨採択で、私 は、ちょっと意見を述べたいと思います。陳情第6号のところでも、ちょっと 申し上げたんですけども、いわゆる私立高校にも授業料の補助制度が、十分で あるとは言えないんですけども、実施されております。愛知県でも、現在、県 立高校が2校受験できます。経済的な理由があるというのであるならば、自分 のレベルに合った学校もある種、チャレンジ校と現実に入れる学校等の受験が できるかと思います。また私立高校のもつ、設備、施設、授業内容、部活動、 あるいはその学校の活動状況等を選択してそこに行きたいということであるな らばですね、その代償が多少の費用であるということも考えざるを得ないとい うのが、現在の経済状況かと思います。また、県の財政もですね、大変厳しい 状況であると伺っていますので、さらなる助成の拡充施策を実施することは、 現状ではちょっと難しいかと思います。しかしながら、私立高校の置かれてい る厳しい状況も十分理解できますので、趣旨採択でお願いしたいと思います。 意(11) 県においても、拡充を求めるということである、本陳情だと思い ます。県下の高校生は3人に1人が私学で学んでいるという状況です。陳情に も書いてありました。OECD加盟国の教育施策に関する調査によりますと、 日本の総生産に占める教育機関への公的支出は3.6%で、31カ国中最下位 ということです。3年続いておるという状況であります。そうした中でも、国 連の国際人権規約の適用を保留してきた日本政府ではありますが、このほど、 保留を撤回を閣議決定されたというふうに報道がされました。それに伴って、 やはりするべきだというふうに考えますので、本陳情に賛成をいたします。 私は、この陳情に対しては、趣旨採択でお願いしたいと思います。 先ほどの国の場合と同じで、愛知県のほうも国と同様、財政的にはかなり逼迫 してる部分がありますので、これ以上の増額や拡充は難しいと思いますので、

先ほどと同様、趣旨採択でお願いしたいと思います。

委員長 他に意見もないようですので、陳情第7号についての意見を終了いた します。

- (5) 陳情第8号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情
- 陳情第8号ですね。私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格 意 (4) 差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情ということで すけども、この陳情に対しては、私は反対の立場で意見を述べたいと思ってお ります。現行の市町村独自の授業料助成を拡充してくださいとの内容について ですけども、私立高等学校等授業料補助事業は各市町村で実施されておりまし て、高浜市は所得制限があるんですけども、近隣の市と比較いたしましても、 高浜市の場合ですと、2万4,000円に対して、碧南市、知立市が1万2, 000円。刈谷市と安城市が1万8,000円となっております。5市の中で は補助額がですね、最も高く手厚いものとなっております。所得制限があると いうものの、これは非常によい制度であると思います。さらに平成22年度か ら、公立高校の無償化が実施されて、私立高校には国からの就学支援金が支給 されていることにより、独自助成のですね廃止、削減をする自治体もある中、 今年度ですと東郷町がまたちょっと復活、支援を復活しているというようなこ ともありますけども、高浜市はずうっと現状を維持しておりますので、このよ うなことからですね、現状のままでよいということで、陳情には反対です。
- 意(11) この陳情には、賛成の立場で発言します。公立高校が無償される一方で、私学にはいまだに、最大で50万円の学費負担が残っております。その上、特定扶養控除がなくなってしまって、大変厳しい問題です。やはり教育の機会、均等補償する上でやはり、授業料の助成の拡充は高浜市においても必要なことだと考えますので、採択に賛成することにします。
- 意(2) 私は、この陳情には、反対をさせていただきます。高浜市は、先ほど委員のほうからも話がありましたように、高浜市で授業料の助成や何かもしておりますので、これ以上の拡充というのは、今の財政的な問題からいってみ

ても、なかなか難しいと思いますので、この陳情には反対をさせていただきます。

委員長 他に意見もないようですので、陳情第8号についての意見を終了いた します。

- (6) 陳情第9号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める陳情
- 意(3) この陳情 9 号に対して、賛成の立場なんですけども、まず初めの、小人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に実施することってありますけども、公務員人件費抑制の中ですね、定数改善の必要、不必要の議論もありますけども、今後の社会を支えていく子供たちのためにも学力向上の目的だけではなくてですね、今だと、いじめだとか不登校の問題もあり、きめ細やかな、今後、生徒へ対する指導と対応も可能だと思いますし、また、2番目にあります、義務教育費国庫負担制度の堅持と国庫負担率、2分の1へ復元なんですけども、教育の一定水準の確保のために必要であって、各自治体の財政状況もそれぞれ差がありますので、教育の機会均等等その維持の面を考えて考慮される必要があるのかなと思います。教職員の方々の資質の向上の辺もしっかりお願いをさせていただいて、賛成とさせていただきたいと思います。
- 意(11) 本陳情に、賛成の立場で発言します。やはりあの3分の1から3分の2に復元することということで、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に実践することと国庫負担率を3分の1から3分の2に・・・

「2分の1。」と発声するものあり。

意(11) 3分の1から2分の1に復元すること要望しておるわけで、義務 教育においてきめ細かい学校運営をするために必要だと考えますので、採択に 賛成します。

委員長 他に。

意見なし

委員長 他に意見もないようですので、陳情第9号についての意見を終了いた します。以上で付託されました案件の質疑及び意見は終了いたしました。なお、 本委員会においては、自由討議を実施する案件は、ありません。これより採決 をいたします。

《採 決》

(1) 議案第47号 平成24年度高浜市一般会計補正予算(第2回)

挙手多数により原案可決

(2) 議案第49号 平成24年度高浜市介護保険特別会計補正予算(第1回)

挙手全員により原案可決

(3) 陳情第6号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

挙手多数により趣旨採択

(4) 陳情第7号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳 情

挙手多数により趣旨採択

(5) 陳情第8号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正す るために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情

挙手少数により不採択

(6) 陳情第9号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を 求める陳情

挙手全員により採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました、全案件の審査を終了いたしました。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

異議なし

委員長 異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長挨拶

閉会 午前11時32分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長